

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して 総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、令和元年8月30日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

NTT東日本より、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、都県間を含む区間においてNTT東日本の通信ビルを経由しない新たな伝送路を自ら構築し、期間限定の光芯線サービスを提供することに関して、活用業務として営むことについての届出があったものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（NTT東日本とあわせて、以下「NTT東西」という。）は、
(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

今般、NTT東日本より届出のあった活用業務（以下、「本件活用業務」という。）が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、県間伝送路を含め要望のあった全ての区間においてNTT東日本の通信ビルを経由しない新たな伝送路をNTT東日本が自ら構築するものであり、このための所要資金は、XXXXXXXXXXであるとしている。

当該所要資金は内部資金によるものであり、NTT東日本のその他利益剰余金は十分にあること、また、本件活用業務は収支相償となるよう収入と費用が見込まれていることから、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

本件活用業務は、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、都県間を含む区間において当社の通信ビルを経由しない新たな伝送路を自ら構築し、期間限定の光芯線サービスを公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）へ提供するものであり、サービスの提供先が限定されていることから、公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度は、総じて低いと考えられる。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目に関してNTT東日本が講ずることとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本サービスの提供にあたっては、県間伝送路を含め要望のあった全ての区間において当社の通信ビルを経由しない新たな伝送路を自ら構築するものである。当該伝送路は本大会のためだけに利用されるものであり、お客様とのパートナーシップとの関係で、当該伝送路については提供条件を公表することはできないが、他事業者から本サービスと同様のネットワークに関する具体的な提供を要望された場合には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することとする。また、電柱・管路については、利用条件等を公表しており、迅速性・公平性を確保している。

【総務省が行った確認の内容】

本サービスの提供に当たっては、県間伝送路を含め要望のあった全ての区間においてNTT東日本の通信ビルを経由しない新たな伝送路を自ら構築するものであるが、サービスの提供先との契約の関係で、当該伝送路については提供条件を公表することはできないとしている。

しかし、他事業者から本サービスと同様のネットワークに関する具体的な提供を要望された場合には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することとしていることや、電柱・管路については、利用条件等を公表していること、また、ステップ1) の状況にも鑑みると、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本サービスの提供にあたっては都県間を跨る伝送路を含め、光ファイバーにより構築するものであり、技術的条件集において規定済みのインターフェース条件で提供するものであり、事前に新たに開示すべき内容はないものと考えられる。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たっては都県間を跨る伝送路を含め、光ファイバーにより構築するものであり、技術的条件集において規定済みのインターフェース条件で提供するものとしている。

本件活用業務の提供に当たってはNTT東日本のネットワークに固有の機能の利用を必須の前提としないことをあわせて鑑みれば、新たにネットワーク情報開示の措置を講じる必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本サービスについては、市販の装置や光ファイバーの組合せにより対応するものであり、新たに必要不可欠な情報が発生するものではないと考えられる。-

なお、他事業者から本サービスと同様のネットワークに関する具体的な提供を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、市販の装置や光ファイバーの組合せにより提供するとしており、本件活用業務の提供に当たってはNTT東日本のネットワークに固有の機能の利用を必須の前提としないことをあわせて鑑みれば、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。
- 等

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、顧客情報監理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。総務省は、令和元年6月28日にこの旨を記載した禁止行為規定遵守措置等報告書の提出を受けており、その内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、公正な競争を阻害することがある場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されと考えられ、本件活用業務が、営業面でのファイアーウォールの確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の地域電気通信役務と会計を分計する考えである。

また、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう算定することとしているため、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の地域電気通信役務と会計を分計すると

している。また、利用者料金についても、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう算定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本サービスの提供にあたっては、県間伝送路を含め要望のあった全ての区間において当社の通信ビルを経由しない新たな伝送路を自ら構築するものである。当該伝送路は本大会のためだけに利用されるものであり、お客様とのパートナーシップとの関係で、当該伝送路については提供条件を公表することはできないが、他事業者から本サービスと同様のネットワークに関する具体的な提供を要望された場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供する考えであり、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

なお、本業務を営む上で「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は予定していない。

【総務省が行った確認の内容】

本サービスの提供に当たっては、県間伝送路を含め要望のあった全ての区間においてNTT東日本の通信ビルを経由しない新たな伝送路を自ら構築するものであるが、サービスの提供先との契約の関係で、当該伝送路については提供条件を公表することはできないとしている。

しかし、他事業者から本サービスと同様のネットワークに関する具体的な提供を要望された場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供する考えであり、関連事業者の公平な取扱いを確保することとしており、また、本件活用業務に関し、他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は予定していないとしている。

したがって、上述の措置が講じられている限りにおいては、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、社内文書・規程類等については、それぞれ

以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧:経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規程類等の一部:コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。
- ・本サービスの提供先及び提供先が認識できる可能性のある記載等:提供先との間で守秘義務契約を締結しているため。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、また、経営上の秘密に属する情報に該当する等の理由があるものを除いて、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

上述の項目①から⑥までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。